

納税猶予等に係る地方税と税条例（案）の対比表	
地方税法（H28.4.1施行分）	四万十町税条例（案）
（徴収猶予の要件等）	
<p>第15条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。</p> <p>1 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。</p> <p>2 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。</p> <p>3 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。</p> <p>4 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。</p> <p>5 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。</p>	
<p>2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日）から1年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、<u>当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。</u></p>	
<p>3 地方団体の長は、前2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、<u>当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。</u></p>	
<p>4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入すること</p>	

<p>ができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、<u>その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えることができない。</u></p>	
<p>5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、<b>当該地方団体の条例で定めるところにより</b>、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。</p>	
<p>（徴収猶予の申請手続等）</p> <p>第15条の2 徴収の猶予（前条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の<b>当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書</b>に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類<b>その他の当該地方団体の条例で定める書類</b>を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。</p> <p>2 徴収の猶予（前条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の<b>当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書</b>に、財産目録、担保の提供に関する書類<b>その他の当該地方団体の条例で定める書類</b>を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。</p>	
<p>3 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項又は前項の規定により添付すべき書類（地方団体の条例で定める書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第1項</p>	<p>（徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</p> <p>第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、<b>町長が指定する納付月に分割して納付、又は納入する方法</b>とする。</p> <p>2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」</p>

(第1号、第2号又は第5号(同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定による徴収の猶予(以下この項及び第15条の9第1項において「災害等による徴収の猶予」という。)又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると地方団体の長が認めるときは、添付することを要しない。

5 地方団体の長は、第1項から第3項までの規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長をし、又は徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長を認めないものとする。

6 地方団体の長は、第1項から第3項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

7 地方団体の長は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知するものとする。

8 第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、**前項の規定による通知を受けた日から当該地方団体の条例で定める期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。**この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

9 地方団体の長は、第1項から第3項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した者について前条第1項、第2項又は第4項の規定に該当すると認められるときであっても、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないことができる。

一 第15条の3第1項第1号に掲げる場合に該当するとき。

二 当該申請書を提出した者が、次項の規定に

という。)に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 **法第15条の2第1項**に規定する**条例で定める事項**は、次に掲げる事項とする。

(1)法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2)納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3)前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4)当該猶予を受けようとする期間

(5)分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6)猶予を受けようとする金額が**100万円**を超え、かつ、猶予期間が**3月**を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 **法第15条の2第1項**に規定する**条例で定める書類**は、次に掲げる書類とする。

(1)法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2)財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかに

よる質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。  
三 不当な目的で徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。

四 前3号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

10 地方団体の長は、第5項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その徴税吏員に、当該申請書を提出した者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

11 前項の規定により質問又は検査を行う徴税吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

12 第10項の規定による地方団体の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(徴収猶予の通知)

第15条の2の2 地方団体の長は、徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたときは、その旨、猶予をする金額、猶予をする期間その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

2 地方団体の長は、前条第1項から第3項までの規定による申請書の提出があつた場合において、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

(徴収猶予の効果)

第15条の2の3 地方団体の長は、徴収の猶予をしたときは、当該徴収の猶予をした期間内は、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

2 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差押えを解除することができる。

3 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産のうち果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等(国税徴収法第72条第1項に規定する無体財産権等をいう。第16条の4第10項において同じ。)があるときは、第1項の規定にかかわらず、その取得した果実又は第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものについて滞納処分を執行し、その財産に係る換価代金等(同法第

する書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

※(その他は今回規定しない)

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類

※(その他は今回規定しない)

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

※(その他は今回規定しない)

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第4号に掲げる書類

(2)

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

8 法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

※(今回は規定しない)



129 条第 1 項に規定する換価代金等をいう。第 19 条の 4 第 4 号において同じ。)を当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該金銭を当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

(徴収猶予の取消し)

第 15 条の 3 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

1 第 13 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。

2 第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき(地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)

3 当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の長が第 16 条第 3 項の規定により行った求めに応じないとき。

4 新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき(新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権(地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権をいう。第 15 条の 6 第 2 項において同じ。)に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)

5 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

6 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収の猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

7 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第 13 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する事実があるときを除き、あらかじめ、当該徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この

(徴収猶予の取消し)

第 10 条 法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

※(今回は規定しない)

2 法第 15 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

※(今回は規定しない)

限りでない。

3 地方団体の長は、第1項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該徴収の猶予の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収猶予)

第15条の4 (省略)

(職権による換価の猶予の要件等)

第15条の5 地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金(徴収の猶予又は第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下この章において「申請による換価の猶予」という。)を受けているものを除く。)につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えることができない。

1 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

2 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 第15条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による換価の猶予(以下この章において「職権による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条第3項	金額	金額(その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。)
	ことができる	ものとする
第15条4項	当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その	その
第15条第5項	ことができる	ものとする

(職権による換価の猶予の手続等)

(職権による換価の猶予の手続等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は町長が指定する納付月に分割して納付、又は納入する方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

第15条の5の2 地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類**その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出**を求めることができる。

2 地方団体の長は、前条第2項において読み替えて準用する第15条第4項の規定により職権による換価の猶予をした期間を延長する場合において、必要があると認めるときは、当該職権による換価の猶予を受けた者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類**その他の当該地方団体の条例で定める書類**の提出を求めることができる。

3 第15条の2の2第1項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。

(職権による換価の猶予の効果等)

第15条の5の3 地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 第15条の2の3第3項及び第4項並びに第15条の3第1項(第5号を除く。)及び第3項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条の2の3第3項	第1項の規定にかかわらず、その	その
第15条の2の3第4項	第1項の規定にかかわらず、当該	当該
第15条の3第1項	次の	第15条の5第1項の規定に該当しないこととなった場合又は次の
第15条の3第1項第2号	第15条第3項	第15条の5第2項において読み替えて準用する第15条第3項

(申請による換価の猶予の要件等)

第15条の6 地方団体の長は、職権による猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合におい

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

※(その他は今回規定しない)

4 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

5 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

※(今回は規定しない)

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、**6月**とする。

て、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、**当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき**、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 前項の規定は、当該申請に係る地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金（次の各号に掲げるものを除く。）の滞納がある場合（**当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行がある場合を含む。**）その他申請による換価の猶予をすることが適当でない場合として**当該地方団体の条例で定める場合**には、適用しないことができる。

一 徴収の猶予又は申請による換価の猶予を申請中の地方団体の徴収金

二 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けている地方団体の徴収金（第15条の3第1項第4号（前条第2項又は第15条の6の3第2項において準用する場合を含む。）に該当し、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該地方団体の徴収金を除く。）

3 第15条第3項から第5項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条第3項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第15条第5項	ことができる	ものとする

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第15条の6の2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請による換価の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、納付又は納入が困難である金額、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間**その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に**、財産

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

※（今回は規定しない）

3 法第15条の6第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

※（今回は規定しない）

4 **法第15条の6第3項**において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、**町長が指定する納付月に分割して納付、又は納入する方法**とする。

5 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

6 法第15条の6の2第1項に規定する**条例で定める事項は**、次に掲げる事項とする。

- (1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期



目録、担保の提供に関する書類**その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付**し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

2 前条第3項において準用する第15条第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間**その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書**に、財産目録、担保の提供に関する書類**その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付**し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

3 第15条の2第5項から第9項まで及び第15条の2の2の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条の2第5項及び第6項	第1項から第3項まで	第15条の6の2第1項又は第2項
第15条の2第9項	第1項から第3項まで	第15条の6の2第1項又は第2項
	前条第1項、第2項又は第4項	第15条の6第1項又は同条第3項において準用する前条第4項
第15条の2第9項第1号	第15条の3第1項第1号	第15条の6の3第2項において準用する第15条の3第1項第1号
第15条の2第9項第2号	次項の規定による	徴税吏員の
	又は同項の規定による	又は
第15条の2の2第2項	前条第1項から第3項まで	第15条の6の2第1項又は第2項

(申請による換価の猶予の効果等)

第15条の6の3 地方団体の長は、申請による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産

限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

※(その他は今回規定しない)

7 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

※(その他は今回規定しない)

8 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)第9条第1項第6号に掲げる事項

(2)第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3)第6項第3号に掲げる事項

※(その他は今回規定しない)

9 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、**20日**とする。

10 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する**法第15条の2第9項第4号**に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

※(今回は規定しない)

11 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

※(今回は規定しない)

12 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

※(今回は規定しない)

の差押えを猶予し、又は解除することができる。  
 2 第 15 条の 2 の 3 第 3 項及び第 4 項並びに第 15 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 15 条 の 2 の 3 第 3 項	第 1 項の規定 にかかわら ず、その	その
第 15 条 の 2 の 3 第 4 項	第 1 項の規定 にかかわら ず、当該	当該
第 15 条 の 3 第 1 項 第 2 号	第 15 条第 3 項	第 15 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する第 5 条第 3 項

(省略)

第 9 節 納税の猶予に伴う担保等

(担保の徴取)

第 16 条 地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合は、この限りでない。

- 1 国債及び地方債
- 2 地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券
- 3 土地
- 4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

(省略)

(担保を徴する必要がない場合)

第 13 条 法第 16 条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 100 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 14 条から第 17 条まで 削除